

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第30号

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

大和市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（平成20年大和市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第9号中「もの」を「図書」に改め、同条第3項中「第5号」の次に「に掲げるもの」を加え、「添付する」を「添えて市長に相談する」に改め、同条第4項中「添付して申し込む」を「添えて市長に相談する」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「までに規定する」に改める。

第6条第1項第3号中「次項第2号に規定する」を「次項第1号に掲げる」に改め、同項第4号中「新旧対照図」の次に「（次項第1号に掲げる開発行為に限る。）」を加え、同条第2項第2号中「前項第3号、第5号及び第6号に規定する」を「前項第5号及び第6号に掲げる」に改め、同条第3項中「第16条第4項」の次に「の規定」を加える。

第7条及び第8条中「内容を」を「内容に」に改める。

第11条の見出しを「（安全性が確認された擁壁）」に改め、同条中「のいずれかの構造計算又は図書による基準によって設計された」を「に掲げる」に改め、「の構造」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条及び第17条の規定による擁壁
- (2) 鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集（平成22年神奈川県八市開発許可研究協議会発行）による擁壁
- (3) 宅地造成のための間知石練積み造擁壁であって、神奈川県内の特定行政庁が認めた擁壁

第12条中「及び」を「又は建築物その他の」に改める。

第27条の見出し中「建築物等」を「建築物」に改める。

第28条の見出し中「建築物等」を「建築物」に改め、同条中「建築物等の新築等許可変更届出書」を「建築物の新築等許可変更届出書」に改める。

第32条第3項中「新旧対照図」の次に「、開発区域内の土地の公図の写し及び求積図」を加え

る。

第33条第2項中「2日」を「1週間」に改める。

第35条第1項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第39条中「第26条」の次に「、第28条、第29条」を加える。

別表第26号様式の項中「建築物等の新築等許可変更届出書」を「建築物の新築等許可変更届出書建築物」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。